

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

平成 21 年 2 月 3 日

本日、原子炉等規制法(※1)第37条第1項の規定に基づき、経済産業大臣に保安規定(※2)の変更認可を申請しました。

今後、国による審査を受けてまいります。

### 【申請の概要】

#### (1) 4号機の原子炉自動停止用地震加速度設定値の変更

4号機第11回定期検査で実施する原子炉自動停止用地震加速度設定値の変更に伴い、その値が規定されている保安規定の条文を変更します。

#### <変更内容>

地震加速度計 設置場所 (カッコ内は検出種別)	設定値	
	変更前	変更後
① 原子炉建屋 地下2階床 (水平方向)	150ガル以下	120ガル以下
② 原子炉建屋 3階床 (水平方向)	250ガル以下	230ガル以下
③ 原子炉建屋 地下2階床 (鉛直方向)	150ガル以下	100ガル以下

なお、①については静岡県からの要請に応じて120ガルに変更するものです。

(要請事項およびその回答については[こちら](#)を参照。  
当該設定値の変更は、要請事項4に該当します。)

また、それに併せてその他の地震計加速度計設定値の変更についても検討を行い、②と③についても設定値の変更を行うこととしました。

#### (2) 3, 4号機非常用高圧母線(H)(※3)への電気回路の追加

4号機第11回定期検査で非常用高圧母線(H)へ電気を供給する回路を追加(詳細は別紙参照)し、同母線の信頼性向上を図ります。なお3号機は、同様の電気回路を第15回定期点検で追加しました。このため、関連する保安規定の条文を変更します。

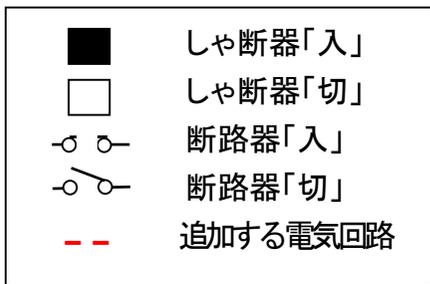
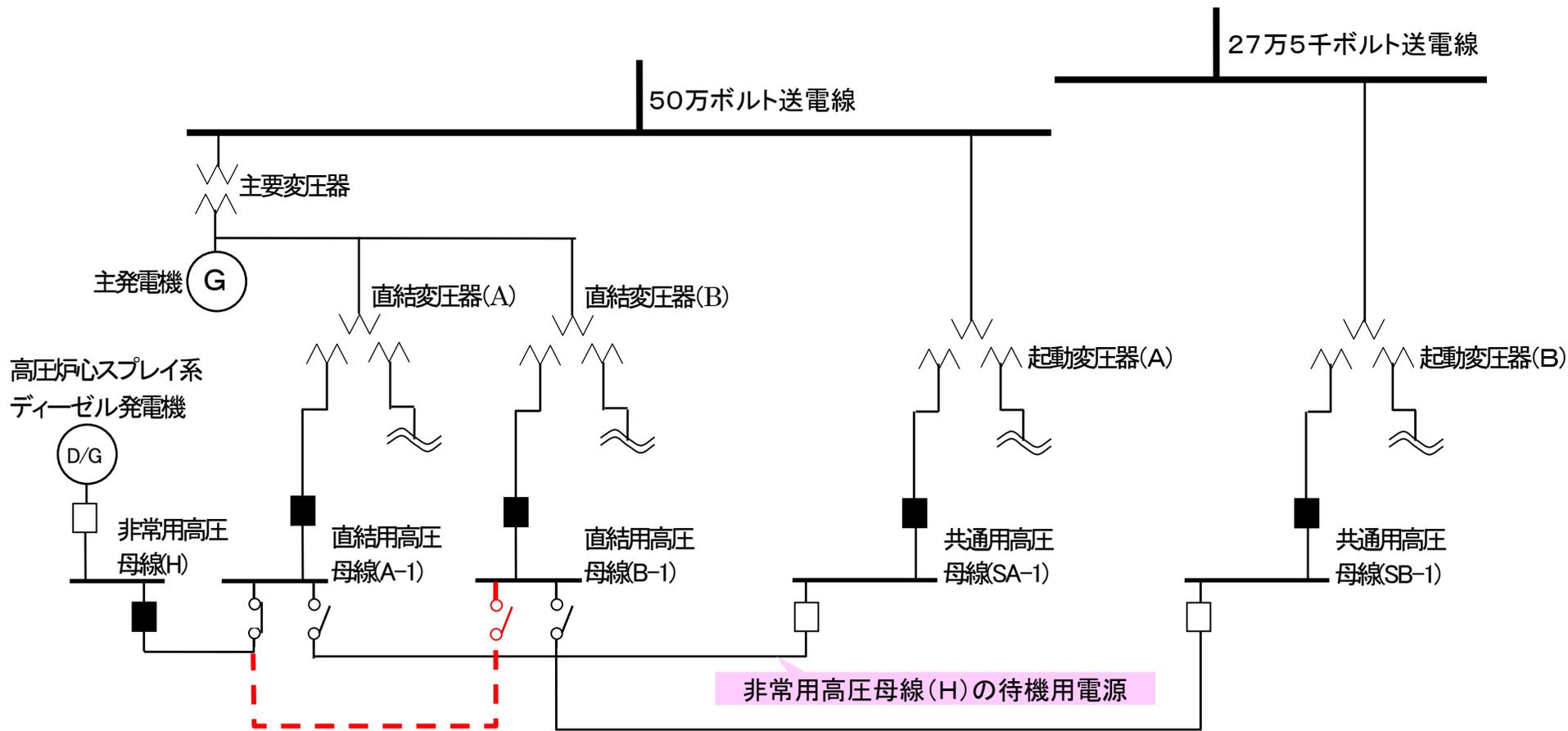
※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※2 保安規定は、正式には「原子炉施設保安規定」といい、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※3 高圧母線は、発電所内の機器へ高圧の電気(6,900ボルト)を供給する電気回路です。

非常用高圧母線(H)は、非常時に原子炉を冷却するための高圧炉心スプレイ系の機器に電気を供給するための高圧母線です。

以上



定期検査時に共通用高圧母線(SA-1)を点検する際は、非常用高圧母線(H)の待機用電源がなくなり、直結用高圧母線(A-1)からのみ受電することとなります。このため、保安規定に基づき、非常用高圧母線(H)に接続されている高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の確認運転を実施後、停電作業を開始しています。

非常用高圧母線(H)に電気回路を追加することで、共通用高圧母線(SB-1)からも電気が供給可能な状態(待機状態)となり、非常用高圧母線(H)の信頼性が向上し、保安規定に基づく高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の確認運転が不要となります。

※4号機は第11回定期検査で電気回路を追加します。なお3号機は、同様の電気回路を第15回定期検査で追加しました。